



移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百九十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百九十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の規定による療養補償	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の規定による療養補償

施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）
法律の規定による介護給付	法律の規定による介護給付
災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養扶償に相当するものに限る。）	災害対策基本法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養扶償に相当するものに限る。）
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）
労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付	労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付
消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）	消防組織法の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る。）

受けることが受けた介護費用を支給する。	受けることが受けた介護費用を支給する。
付けることが受けた介護費用を支給する。	付けることが受けた介護費用を支給する。

一 申請者が、自立支援給付対象サービス等の規定についての給付に関する法律の規定による介護給付	一 申請者が、自立支援給付対象サービス等の規定についての給付に関する法律の規定による介護給付
二 法第十一条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。）を提供しているとき。	二 法第十一条第一項に規定する自立支援給付対象サービス等をいう。第六号及び第三条の六第一項第八号において同じ。）を提供しているとき。
三 申請者が、法及び第二十二条第一項各号又は第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくななるまでの者であるとき。	三 申請者が、法及び第二十二条第一項各号又は第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくななるまでの者であるとき。
四 申請者が、第三条の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。	四 申請者が、第三条の六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
五 申請者が、第三条の六第一項の規定による指定期の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。	五 申請者が、第三条の六第一項の規定による指定期の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三条の四第一項の規定による市町村等事務の廃止の届出をした者（当該市町村等事務の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
六 申請者が、指定の申請前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。	六 申請者が、指定の申請前五年以内に自立支援給付対象サービス等又は市町村等事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
七 申請者の役員等（法第三十六条第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及びニ並びに第三条の六第一項第八号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。	七 申請者の役員等（法第三十六条第三項第六号に規定する役員等をいう。ハ及びニ並びに第三条の六第一項第八号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
八 第三条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行なう事務所の名称及び所在地その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、内閣府令・厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。	八 第三条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る市町村等事務を行なう事務所の名称及び所在地その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、内閣府令・厚生労働省令で定める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
九 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十一条の二第一項の指定をしてはならない。	九 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第十一条の二第一項の指定をしてはならない。
一〇 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。	一〇 申請者が、次条に規定する市町村等事務の運営に関する基準に従つて適正な市町村等事務の運営をすることができないと認められるとき。



法の規定 中読み替 える規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
第十二条 第二項の申請があつた場合に規定する支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める（準用）	支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める	支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認める
第十三条 第十条の規定は、法第二十四条第四項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、第十条第一項中「受けようとする障害者から法第二十条第一項の申請があつた」とあるのは、「受けた障害者について、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行ふに当たり、必要があると認めると、同条第二項の調査」とあるのは、「同条第三項において準用する法第二十条第二項の調査」と、「同条第六項」とあるのは、「法第二十四条第三項において準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。	受けた障害者について、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行ふに当たり、必要があると認めると、同条第二項の調査」とあるのは、「同条第三項において準用する法第二十条第二項の調査」と、「同条第六項」とあるのは、「法第二十四条第三項において準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。	受けた障害者について、法第二十四条第二項の支給決定の変更の決定を行ふに当たり、必要があると認めると、同条第二項の調査」とあるのは、「同条第三項において準用する法第二十条第二項の調査」と、「同条第六項」とあるのは、「法第二十四条第三項において準用する法第二十条第六項」と読み替えるものとする。

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付	（指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額）法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支援に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当する者に限る））を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号口及びハにおいて同じ）であつて、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。）九千三百円	支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当する者に限る）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号口及びハにおいて同じ）であつて、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。）九千三百円
イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をい	イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をい
ウ 下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る）（以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る）	ウ 下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る）（以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る）
三	三

者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等の被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者）である者であつて厚生労働省令（当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護行動援護、短期入所又は重度障害者等包摵支援に係る支給決定を受けた場合にあつては、内閣府令・厚生労働省令）で定めるもの（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令（当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護行動援護、短期入所又は重度障害者等包摵支援に係る支給決定を受けた場合にあつては、内閣府令・厚生労働省令）で定めるもの（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者が指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの間に、緊急その他の理由により法第三十条第一項第一号及び次号に掲げる者を除く。）四千六百円	（法第三十条第一項第三号の政令で定めるとき）該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの間に、緊急その他の理由により法第三十条第一項第一号及び次号に掲げる者を除く。）四千六百円
四	四
四 指定障害者第三項に規定する当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者を除く。）四千六百円及び次号に掲げる者を除く。）九千三百円	四 指定障害者第三項に規定する当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者を除く。）四千六百円及び次号に掲げる者を除く。）九千三百円
五	五
五 指定障害者第三項に規定する当該支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（法第三十条第三号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。）	五 指定障害者第三項に規定する当該支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（法第三十条第三号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。）

第六条 市町村は、受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失つた支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除をされべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者）において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等の被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者）である者であつて厚生労働省令（当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護行動援護、短期入所又は重度障害者等包摵支援に係る支給決定を受けた場合にあつては、内閣府令・厚生労働省令）で定めるもの（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者が指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの間に、緊急その他の理由により法第三十条第一項第一号及び次号に掲げる者を除く。）四千六百円	（法第三十条第三号に規定する当該支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。）
二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等（次の一からニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額）	二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等（次の一からニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額）
二	二
二 第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等零	二 第十七条第三号に掲げる支給決定障害者等零







(指定障害者支援施設等の報告等に関する読み替え)		当該届出の廃止	当該事業の廃止	当該指定の辞職
第二十五条の二	法第四十八条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のことおりとする。	当該届出の届出	当該辞退又は退又は事業の廃止	
法の規定 中読み替 える規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第四十八 条第一項	第四十八 条第一項	第四十八 条第一項	第四十八 条第一項	第四十八 条第一項
前項	前項	前項	前項	前項
(法第五十条第一項第十号の政令で定める法律)	次項において準用する前項	次項において準用する前項	次項において準用する前項	次項において準用する前項
<b>第二十六条</b> 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設に係る法第五十条第一項第十号（同条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。	（法第五十条第一項第十号の政令で定める法律）	（法第五十条第一項第十号の政令で定める法律）	（法第五十条第一項第十号の政令で定める法律）	（法第五十条第一項第十号の政令で定める法律）
一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）	一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）	一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）	一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）	一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）	二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）	二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）	二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）	二 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）
三 國家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）	三 國家戦略特別区域法（第十二条の五第八項において準用する児童福祉法）	三 國家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）	三 國家戦略特別区域法（第十二条の五第八項において準用する児童福祉法）	三 國家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）
四 國家戦略特別区域法第十二条の五第八項に規定するものに係る法第五十条第一項第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	四 國家戦略特別区域法第十二条の五第八項に規定するものに係る法第五十条第一項第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	四 國家戦略特別区域法第十二条の五第八項に規定するものに係る法第五十条第一項第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	四 國家戦略特別区域法第十二条の五第八項に規定するものに係る法第五十条第一項第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	四 國家戦略特別区域法第十二条の五第八項に規定するものに係る法第五十条第一項第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
一 健康保険法	一 健康保険法	一 健康保険法	一 健康保険法	一 健康保険法
二 第二十二条第一項各号（第十五号を除く。）及び第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律	二 第二十二条第一項各号（第十五号を除く。）及び第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律	二 第二十二条第一項各号（第十五号を除く。）及び第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律	二 第二十二条第一項各号（第十五号を除く。）及び第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律	二 第二十二条第一項各号（第十五号を除く。）及び第二項各号（第十号を除く。）に掲げる法律
三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律（指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読み替え）	三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律（指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読み替え）	三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律（指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読み替え）	三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律（指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読み替え）	三 前項各号（第五号を除く。）に掲げる法律（指定障害者支援施設の指定の取消し等に関する読み替え）









**四十二条** 法第六十八条第二項において準用す  
（法第六十八条第二項において準用する法律第五  
十条第一項第十号の政令で定める法律）

第五  
八條第  
四十  
四項

第七十条第二項において準用する前項

の家計の負担能力、障害の状況に係る特例介護給付費（療養介護に係るものに限りる。）に係る支給決定

四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところ

除く。二万四千六百四  
三 市町村民税世帯非課税

あり、かつ、指

十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定療養介護医療等のあつた月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者が指定療養介護医療等のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者（次号に掲げる者を除く。）一万五千円

等のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者  
次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給決定障害者（二十歳未満の者に限り）の下に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。  
一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額又は法第三十三条第三項第一号及び第二号に定める額を合計した額に百分の十を乗じて得た額（次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額を超える場合は当該額とする。）  
イ 前項第一号に掲げる者 三万七千二百円  
ロ 前項第二号に掲げる者 二万四千六百円  
ハ 前項第三号に掲げる者 一万五千円  
二 支給決定障害者が同一の月に受けた法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）並びに支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療等に係る健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額及び同法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額の合計額  
三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

(医療に関する審査機関)  
**第四十三条** 法第七十三一条

医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織及び介護保険法第二百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会とする。

**第五節 补装具費の支給**

（補装具費の支給に係る政令で定める者等）

**第四十三条の二** 法第七十六条第一項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者の配偶者とする。

及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の  
帶に属する者が補装具の購入等のあつた月  
において被保護者若しくは要保護者である者  
あつて内閣府令・厚生労働省令で定めるも  
に該当する場合における当該補装具費支給

及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入等のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

### 第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等)

#### 第四十三条の四 法第十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものとする(第二項第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものとする)。

4  
ス」という。」とする。  
法第七十六条の二第一項第二号に規定する障害福祉サービスに相当する介護給付費等対象サービスとして政令で定めるものは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護及び同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービス（次条第六項において「障害福祉相当介護保険サービス」という。）とする。

三 六十五歳に達する日の前日において障害の  
事情を勘案して政令で定める障害者は、次に掲  
げる要件のいずれにも該当する者とする。  
一 六十五歳に達する日前五年間（入院その他の  
やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉  
サービスに係る支給決定を受けていないかつた  
期間を除く。）引き続き介護保険相当障害  
福祉サービスに係る支給決定を受けていたこ  
と。

二 障害者及び当該障害者と同一の世帯に属す  
るその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達  
する日の前日の属する年度（当該障害者が六  
十五歳に達する日の前日の属する月が四月か  
ら六月までの場合にあっては、前年度）分の  
地方税法の規定による市町村民税を課されな  
い者（市町村の条例で定めるところにより当  
該市町村民税を免除された者を含むものと  
し、当該市町村民税の賦課期日において同法  
の施行地に住所を有しない者を除く。）であ  
ったこと又は障害者及び当該障害者と同一の  
世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六  
十五歳に達する日の前日の属する月において  
被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働  
省令で定めるものに該当していたこと。

程度が厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。  
六十五歳に達するまでに介護保険法による

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）  
**第四十三条の五** 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる

る要件のいはずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。)については、次に掲げる額を合算した額(以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等<sup>支給</sup>分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第二号に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。)を乗じて得た額とする。

十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合 同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定で規定する百分の八十を超える百分の百以下までの範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定で規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)及び第一項第五号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が入所給付決定保護者(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算

支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当するときは、いすれか高い額とする。

一 通所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額

二 入所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額

第三項第一号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者）

一 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。)が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。)が同一の月に購入等をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入等をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等(法

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十二条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者の（同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。）

した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等の（法第十九条第一項の規定により同項に規定する）支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）を通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対する高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一　当該支給決定障害者等に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあっては、その額に障害児保護者按分率（通所給付

害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。)に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

○ 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者(前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。)及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者(以下この項及び次項において「特定給付対象者」という。)については、当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度(障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同

第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス等(高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。)の合計額に九十分の百(介護保険法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあっては七十十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九

が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第一項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額支給決定障害者等が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第三号に掲げる額は零とす。第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者

二　調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）に支給決定障害者等按分率を乗じて得た額とする。

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該

法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合又は当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(次号イにおいて「居宅介護サービス費

等」という。)の合計額に九十分の百(同法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合(次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。)。

二 イ 及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスにつき支給された居宅介護サービス費等

ロ 当該特定給付対象者に対して支給された高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の合計額に障害福祉相当按分率を乗じて得た額

前項第一号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等(高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。)の合計額に九十分の百(介護保険法第四十九条の二第一項又は第五十条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合に規定が適用される場合にあつては百分の百を

これらの規定に規定する百分の七十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額をもつて障害福祉相当介護保険サービス費用を除して得た率をいう。

8 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に關して必要な事項は、法第七十六条の二第一項第一号に掲げる者に係るものについては内閣府令、厚生労働省令で、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める。

(高額障害福祉サービス等給付費算定基準額)

**第四十三条の六** 前条第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第十七条第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円

二 第十七条第四号に掲げる者 零

**第三章 障害者支援施設**

**第四十三条の七** 市町村は、その設置した障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村長(特別区の区長を含む。)は、当該市町村において、その設置した障害者支援施設の名称若しくは所在地を変更し、又は当該施設の建物、設備若しくは事業内容に重大な変更を加えたときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

**第四章 費用**

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

**第四十四条** 都道府県は、法第九十四条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額(同項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。)の百分の一十五を負担する。

2 国は、法第九十五条第一項の規定により、毎年度、障害福祉サービス費等負担対象額の百分之五十を負担する。

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村に規定する障害福祉サービス費等をいう。各市町村に要する費用の支給に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額

イ 介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等）について、その介護の必要の程度が著しく高いものとして内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当するものが利用する障害福祉サービスに係るものに限る）の支給に要する費用、当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を勘案して内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

ロ 介護給付費等（イに掲げるものを除く。）、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用、当該介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

二 相談支援給付費等（法第九十二条第二号に規定する相談支援給付費等をいう。）の支給に要する費用、当該相談支援給付費等の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

三 高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用（当該高額障害福祉サービス等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

（自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担）

その費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。  
2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に對して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費等の支給に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。  
(地域生活支援事業に係る都道府県及び国補助)

**第四十五条の二** 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市町村に對して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に對して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助)

**第四十五条の三** 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に對して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の處理に要する費用(地方自治法(昭和二十二年法律第六十ナニ七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。)の額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。



支援費の支給の決定を受けている障害児の保護者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

6 施行日において現に法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものを除く。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

7 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する身体障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、外出介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

8 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスに係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス（以下「障害者デイサービス」という。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けたものとみなす。

9 施行日において現に旧身体障害者福祉法第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

10 施行日において現に法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護（行動援助及び外出介護に該当するものを除く。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、居宅介護に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

11 施行日において現に旧知的障害者居宅介護（外出介護に該当するものに限る。）に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、行動援助に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

支給決定を受けたものとみなす。

施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第三項に規定する知的障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護ビスに係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第四項に規定する知的障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたものとみなす。

施行日において現に旧知的障害者福祉法第四条第五項に規定する知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害者については、施行日に、共同生活援助に係る訓練等給付費の支給決定を受けたものとみなす。

(法附則第九条に規定する政令で定める日)

**第六条** 法附則第九条に規定する政令で定める日は、平成十九年九月三十日とする。

(特定旧法指定施設に関する経過措置)

**第六条の二** 法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設(以下この条において「特定旧法指定施設」という。)であつて平成十八年十月一日前に法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「平成十八年十月改正前身体障害者福祉法」という。)第十七条の三十第一項各号のいずれか又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(以下「平成十八年十月改正前知的障害者福祉法」という。)第十五条の三十第一項各号のいずれかに該当するに至ったものについては、同日の前日までの間は、法第五十条第三項において準用する同条第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

平成十八年十月一日前に特定旧法指定施設に提出の命令又は出頭の求め(当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が同日以後に到来するものに限る。)は、同日から法附則第一条第八第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出の命令又は出頭の求め(当該報告若しくは提出の期限又は出頭の期日が同日以後に到来するものに限る。)は、同日から法附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間

は、法第四十八条第三項において準用する同条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出を命ずる処分又は出頭を求める処分とみなす。

3 特定旧法指定施設が、平成十八年十月一日前行った次の各号に掲げる支援について、同日以後に当該各号に定める費用の請求を行つた場合において、当該請求に関し不正があつたときは、同日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、法第五十条第三項において準用する同条第一項第五号に該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

一 平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第十七条の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費

二 平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援同項に規定する施設訓練等支援費又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第十五条の十四の四第一項に規定する特定入所者食費等給付費

(福祉ホームに関する経過措置)

**第六条の三** 平成十八年十月一日前に法附則第二十三条第一項の規定により福祉ホームとみなされた同項に規定する身体障害者福祉ホーム等(以下この条において「みななし福祉ホーム」という。)に対してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第二項又は社会福祉法第七十条の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十一条第二項の規定により報告を求める处分とみなす。

2 平成十八年十月一日前にみななし福祉ホームに對してなされた社会福祉法第七十二条の規定による事業の改善の命令(当該改善の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十二条第二項の規定により施設の設備又は運営の改善を命ずる处分とみなす。

3 平成十八年十月一日前にみななし福祉ホームに對してなされた平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十一条第一項若しくは社会福祉法第七十二条第一項の規定による事業の停止の命令(当該停止の期間が同日において満了しないものに限る。)又は平成十八年十月改正前

(相談支援事業に関する経過措置)  
**第六条の四** 平成十八年十月一日前に法附則第一十三条第三項の規定により相談支援事業とみなされた同項に規定する障害児相談支援事業等において、「みなし相談支援事業」という。)に対応してなされた法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法。(以下この条において「平成十八年十月改正前児童福祉法」という。)第三十四条の四、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第三十九条第一項又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第二十一条の二第一項の規定による報告の命令(当該報告の期限が同日以後に到来するものに限る。)は、法第八十一条第一項の規定により報告を求める処分とみなす。  
2  
平成十八年十月一日前にみなし相談支援事業に対してなされた平成十八年十月改正前児童福祉法第三十四条の五、平成十八年十月改正前身体障害者福祉法第四十条又は平成十八年十月改正前知的障害者福祉法第二十二条の三の規定による事業の制限又は停止の命令(当該制限又は停止の期間が同日において満了していないものに限る。)は、法第八十二条第一項の規定により事業の制限又は停止を命ずる処分とみなす。  
(法附則第二十九条第一項の規定により新法措置とみなされる障害福祉サービス)  
**第七条** 施行日において現に旧児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置(以下この条において「旧法措置」という。)を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護及び外出介護に該当するものを除く。)が提供されている障害児及び障害児の保護者(以下この条において「障害児等」という。)は、施行日に、法附則第二十五条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置(以下この条において「新法措置」という。)を受けて居宅介護が提供されている障害児等とみなす。  
施行日において現に旧法措置を受けて旧児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童居宅介護(行動援護に該当するものに限る。)が提供されている障害児等は、施行日に、新法措置を受ける。)







この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則（平成二十九年一月二七日政令第二九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年二月二八日政令第四号）

この政令は、平成三十年四月一日から施

る。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十一年八月一日から施

行する。

（経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「新障害者総合支援法施行令」という。）第四十三条の五の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する支給決定障害者が受けた居宅サービス等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」とい

う。）第四十三条の四第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）又は新障害者総合支援法施行令第四十三条の五六項に規定する障害福祉相当介護保険サービスをいう。以下同じ。）に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための特定給付対象者が受けた障害福祉相当介護保険サービス（障害者総合支援法施行令第四十三条の四第四項に規定する障害福祉相当介護保険による高額障害福祉サービス等給付費の支給について適用し、施行日前に第四条の規定による改正前の障害者総合支援法施行令第四十三条の法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定第五項目に規定する支給決定障害者が受けた

居宅サービス等又は同条第六項に規定する特定給付対象者が受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る同法の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年七月一七日政令第二二二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、平成三十年九月一日から施行する。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定による。）

3 この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第二十四項に規定する自立支援医療又は同条第二十五項に規定する補助具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給について適用し、施行日前に行われた同条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第二十四項に規定する自立支援医療又は同条第二十五項に規定する補助具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和二年二月一九日政令第三二号）抄

（施行期日）  
1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。

（経過措置）

3 第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療養介護医療等（以下「指定自立支援医療等」という。）について適用し、施行日前に行われた指定自立支援医療等については、なお従前の例による。

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。  
**附 則（令和二年一二月二十四日政令第三号）抄**  
**（施行期日）**  
第一條 この政令は、令和三年一月一日から施行する。  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置  
**第十三条** 第九条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下この条において「新障害者総合支援法施行令」という。）第十七条（第四号に係る部分に限る。）、第十九条（第二号に係る部分に限る。）、第三十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四十二条の四第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四十三条の三（第二号に係る部分に限る。）の規定は、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下この条において同じ。）、自立支援医療（同条第二十団項に規定する自立支援医療をいう。以下この条において同じ。）、補装具の購入、借受け又は修理（同条第二十五項に規定する補装具の購入、借受け又は修理をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和三年七月以後の場合における同法第六条に規定する自立支援給付について適用し、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の購入、借受け又は修理及び指定療養介護医療等が行われた月が同年六月以前の場合における当該自立支援給付については、なお従前の例による。

**附 則**（令和五年三月三〇日政令第一二二号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この政令は、令和五年四月一日から施行する。  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。  
この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和六年二月二六日政令第四一  
二号）  
（施行期日）  
**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。  
この政令は、令和六年三月二九日政令第一二  
三号）  
（施行期日）  
**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。  
この政令は、令和六年三月三〇日政令第一五  
一号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定（第十条の五の四第一項及び第二項）を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第一七条の規定 令和六年六月一日  
**附 則**（令和六年三月三〇日政令第一六  
一号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。